

山口市特定地域型保育事業運営費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する特定地域型保育における入所児童の処遇の向上並びに職員の待遇改善及び施設運営の健全化を図るため、山口市内の特定地域型保育（以下「特定地域型事業者」という。）の運営事業に対し、市がその事業費の交付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業は、別表に定める事業とする。

(事業費の額)

第3条 前条の事業の運営に関する事業費（以下「事業費」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

(事業費の交付)

第4条 市長は、別表備考に定める場合を除き、第2条の事業を実施する特定地域型保育事業者と別に契約を締結した上で、当該契約に基づき前条の事業費を負担金として交付するものとする。

(補助金としての事業費の交付の方法)

第5条 事業費（別表備考に定める補助金に当たるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の支払いは、実績に基づき交付するものとする。

- 2 事業費の交付を受けようとする特定地域型保育事業者は、事業費の申請書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により適法な申請書を受理したときは、内容を審査の上、事業費の交付の決定をする。
- 4 事業費の交付の決定を受けた特定地域型保育事業者が事業費の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

(補助金としての事業費の交付の取消し等)

第6条 市長は、特定地域型保育事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業費の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 事業費の交付の対象となる事業の実施方法が不相当であると認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業費の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに事業費が交付されているときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条・第5条関係）

山口市特定地域型保育事業運営費交付対象事業及び交付基準

事業名	事業の目的	事業費
児童処遇向上事業	冷暖房費加算を上乗せすることにより、児童の処遇向上を図る。	150円×入所児童数 (10月から3月までに限る。)
職員処遇向上事業	公立職員との給与格差の是正を図る。	3歳未満児 …1,000円(月額)×入所児童数 3歳以上児 …200円(月額)×入所児童数
年末特別保育事業	年末に開園した特定地域型保育事業者に対し、補助をすることでより一層のサービス向上を図る。	7,600円(1日当たり配置保育士1人分を補助)
災害共済加入事業 (日本スポーツ振興センター)	園児のけが等の保険掛金を負担し、園の経費負担の軽減を図る。	一般児童 …375円(年額)×入所児童数 要保護児童 …65円(年額)×入所児童数
保育体制確保事業	保育体制の確保及び保育の質の向上を図る。	保育短時間認定の児童の公定価格について、保育標準時間認定の児童の公定価格との差額(短時間延長保育に係る収入を控除)

備考

- 1 災害共済加入事業(日本スポーツ振興センター)に係る事業費については、委託料として支払うものとする。この場合において、委託契約書の締結は、山口市財務規則(平成17年山口市規則第44号)第121条(契約書の作成を省略することができる場合)の規定に反しない限り、省略するものとする。
- 2 年末特別保育事業に係る事業費については、補助金として交付するものとし、第5条及び第6条の規定を適用する。